廿 知 6

ご 案

らせー 医療費の返還について 資格喪失後の受診による 国民健康保険からのお知

ときは、次のことに注意し 保険の異動が多い時期で てください。 4月は加入している健康 健康保険証を使用する

を受診した場合、 になります。 証を使用して医療機関など た(喪失した)にもかかわら 康保険の資格がなくなっ 転出により小野町の国民健 費を返還していただくこと 社会保険などへの 小野町の国民健康保険 その医療 加入や

これは、

小野町の国民健

めで、 町の国民健康保険が支払っ た(一時的に立て替えた)た べ していた健康保険が負担す ていただくものです。 き医療費(受診者の窓口 保険証で受診したこと (担分を除いた額)を小野 その医療費を返還し 本来受診日当日加

す。 保険に「療養費」として申請 していただくことができま 日当日に加入していた健康 返還した医療費は、受診

◆具体的にはどんなとき?

組合、)就職して社会保険や共済 まったとき。 保険 交付に時間がかかったた に加入したが、保険証の その間に国民健康 証 健康保険組合など を使用してし

付を受ける前に、小野町しい国民健康保険証の交○転出先の市区町村から新)すでに社会保険などに加 入したり、 してしまったとき。 の国民健康保険証を使用 7 いるにもかかわらず 転出したりし

7

`返還方法は?

○該当となった方には「返 納入してください。 指定期日までに返還金を 書」をお送りしますので、 還通知書」と「納入通知

○小野町と医療機関との 個人から返還していただ 知書」はお送りしません。 く必要はありませんので、 で調整ができた場合は、 返還通知書」と「納入通 蕳

▶療養費の申請方法は?

ださい。 なりますので、 受診日当日加入していた 類については該当する健 保険により申請方法は異 す。加入していた健康 健康保険に「療養費」とし 康保険へお問い合わせく て申請することができま 必要な書

要となります。 再発行はできませんの 還金の領収書」が必ず必 療養費」の申請には「返 領収書の

用してしまったとき の国民健康保険証を使 の届け出が遅 n 返 却

医療費を返還した後に、

▼その他 ಶ

()

○誤って保険証を使用 関または町民生活課に速 やかにご相談ください しまったときは、 医療機 して

す。 医療費の適正化に、ご理 解・ご協力をお願い

圓町民生活

大切に保管してくだ

○新しい保険証が交付され ますが、 払いいただくことになり 本的には、いったん全額 などの窓口で必ずその旨 る前に医療機関などを受 従ってお支払いくださ 自費(10割負担)でお支 を申し出てください。 診するときは、 窓口の指示に 医療機関 基

○新しい保険証が交付され ください。 たときは、 康保険証は必ず返却して に届け出を行い、国民健 速やかに役場

しま

7 2 6933

相 談

談を予定しています。 消費生活相談に対応するた 約トラブルなどさまざまな め、法律の専門家による相 県では多重債務問題 や契

◆相談日

5 月 12 (次回7月14日必) 伙

◆会場

山市虎丸町7-7) 郡山 [市労働] 福 祉会館(郡

▼相談時間

時45分まで(一人当たり 午後1時15分から午後 30 4

ます。 要です。会場で行うほか電 話でも相談することができ 相談には事前の予約が必

いては、 事前予約および詳細につ お問い合わせくだ

民環境部県民生活課 @福島県県中地方振 **松興局県**

☎024 - 935 - 1295